

【フランス】公衆衛生上の危険性の評価機関の監督及び通報者の保護

海外立法情報課 服部 有希

* 2013年4月16日に、公衆衛生及び環境に対する危険性の評価担当機関を監督する委員会を新設し、危険性を警告する通報者の保護を強化する法律が制定された。

1 立法の背景

フランスでは、1990年代のアスベスト問題、2009年の高脂血症治療薬「メディアアトール (Mediator)」による薬害事件 (本誌第250-2号 (2012年2月刊) pp.12-13 参照)、2012年の化学物質ビスフェノール A の使用制限 (本誌第255-2号 (2013年5月刊) p.29 参照) 等、公衆衛生上の危険が度々発生している。いずれも問題が表面化する以前から専門家が危険性を指摘していたにもかかわらず、公衆衛生に対する危険性の評価を行う公共機関 (以下「評価機関」) の対応が遅れたことで被害が拡大し、評価機関の社会的信用は失墜した。例えば、メディアアトール事件では、担当機関であったフランス医療用品衛生安全管理機構 (AFSSAPS) の対応の遅れが批判され、同機構は後に改組された。こうした状況を改善するために、公衆衛生及び環境に関する評価の独立性並びに通報者の保護に関する2013年4月16日の法律第2013-316号 (注) が制定された。同法の目的は、①独立性のある委員会を設置し、評価機関の職業倫理及び通報の取扱いを監督するとともに、②通報者の保護を強化することである。

2 公衆衛生及び環境に関する職業倫理・通報全国委員会の設置

評価機関の職業倫理及び通報の取扱いを監督することを目的として、公衆衛生及び環境に関する職業倫理・通報全国委員会 (Commission nationale de la déontologie et des alertes en matière de santé publique et d'environnement) (以下「委員会」) を設置し、次のような役割を与える (第1条)。

- ① 危険性評価を行う者の職業倫理に関する全般的な勧告を行う。
- ② 評価機関が作成する職業倫理規定について諮問を受けて答申を行う。
- ③ 通報の受理基準及び評価機関が作成する通報の記録簿の記載事項を定める。なお、評価機関は、受理した通報及びその対応状況を記録しなければならない (第3条)。
- ④ 委員会は通報の内容の審査は行わないが、通報を受けた場合には、それを関係各省に送付する。委員会は、通報を受けた省の対応について通知を受け、通報に対する省の決定があった場合には、その決定について通報者に通知する。
- ⑤ 危険性評価の過程及びその過程における職業倫理規定に関する評価機関と民間との連携の優良事例の認定及び当該連携の奨励を行う。
- ⑥ 通報及び委員会の勧告に対する評価機関の対応並びに評価機関による通報の記録状況について評価し、これを年次報告書にまとめて政府及び議会に提出する。

さらに、委員会は、首相、大臣、国会議員、関係分野において認可を受けた民間団体、全国規模の労働組合、産業別の使用者団体、公衆衛生及び環境の分野の職業団体並びに評価機関から、評価機関の職業倫理及び通報に関する諮問を受けることができる（第4条）。

委員会の構成員は、国会議員、コンセイユ・デタ（最高行政裁判所）の評定官、破毀院（最高司法裁判所）の裁判官、法案等の諮問機関である経済社会環境評議会の評議員及び関係分野の有識者である（第5条）。委員、委員の協力者及び委員会の活動に一時的に携わる者は、守秘義務を負い、公平性、独立性を求められる。これらの者は、就任に際して、関係者との利害関係を申告し、利害関係を有する事案の調査、審議及び議決に加わることはできない（第6条）。

3 通報者の保護の強化

既存の通報に関する規定には、①企業等における収賄の通報者に対する差別的取扱いの禁止（労働法典 L.第 1161-1 条）、②被用者が、その生命及び健康を害する危険を雇用主に通報し、危険な作業を放棄する権利（*droit de retrait*）（労働法典 L.第 4131-1 から L.第 4131-3 条まで）、③企業内に設置され、労働者の安全の確保等を任務とする衛生・安全・労働条件委員会（*comité d'hygiène, de sécurité et des conditions de travail*）が、職業上の危険について専門家に意見を求める権利（労働法典 L.第 4614-12 条）、④医薬品、美容用品等の安全性に関する事実の通報者に対する差別的取扱いの禁止（公衆衛生法典 L.第 5312-4-2 条）等がある。

今回の法律では、個人及び法人は、ある事実、データ又は活動を見過ごすことで、公衆衛生上又は環境上の重大な危険が生ずるおそれがある場合には、当該事実等に関する情報を善意により公表する権利を有すると通報の権利が定義された（第1条）。当該権利は、企業の内部告発者等に限らず、全ての者に付与される。ただし、中傷の意図を有し、又は事実が不正確であると知りながら、悪意により通報した者は、5年以下の拘禁刑及び45,000ユーロ以下の罰金に処される（第12条）。

また、企業内部での公衆衛生及び環境に対する危険性の通報の手続が次のように規定された。被用者又は衛生・安全・労働条件委員会の従業員代表は、製品又はその製造過程により公衆衛生上又は環境上の重大な危険が生ずるとみなされる場合に、その事実を雇用主に通報する。雇用主は、通報への対応について通報者に通知しなければならない。通報の妥当性について通報者と雇用主との間に意見の不一致がある場合又は1か月以内に雇用主が通報に対応しなかった場合には、被用者又は衛生・安全・労働条件委員会の従業員代表は、県における国の代表者に申し立てる（第8条）。また、通報を理由とする通報者への差別的取扱いは、禁止される（第11条）。

注

・Loi n° 2013-316 du 16 avril 2013 relative à l'indépendance de l'expertise en matière de santé et d'environnement et à la protection des lanceurs d'alerte.